

2018年9月28日

[明石市教育長への要求書]

明石市非常勤給食調理員労働組合

2019年 明給労要求書

日々、ご健勝のことと存じます。

平素は私たち明給労に対しまして労使協議を十分に尊重し、ご尽力頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、私たちの職場では日々「アレルギー対応」「物資の動線図・作業工程表作成による前日ミーティング」など複雑化する安全衛生マニュアルへの対応に励みながら、子どもたちと直接かかわりを持つなど、正規職員と一緒に業務をこなしています。

その職場では退職者不補充により民間委託が進められ、ますます減少している直営職場の調理員の半数以上を明給労・臨時調理支援員が占め、私たちの果たす役割・責任は引き続き重要なものになっています。

しかし、私たちの賃金は「任用が違う」の理由のみで一向に改善されず、特に退職一時金においては正規職員と大きな差がつけられたままとなっています。

また、60歳からの再雇用である臨時嘱託の賃金は、長年の経験を持って業務を行うのにも関わらず大幅に引き下げられ、介護保険料の引き上げや年金支給額の引き下げなどの状況により、将来の生活に対して大きな不安を抱えて働かなければなりません。

私たちは子どもたちに安全でより美味しい給食を提供するためにも、ここに作業内容に見合う平等な扱いと均等な賃金・労働条件を求めるとともに、2017年5月11日に改正された「地方公務員及び地方自治法」による新制度への移行にあたっては、現在働くすべての臨時・非常勤等職員に不利益を生じることなく、法改正の本旨である臨時・非常勤等職員の処遇改善を基本とした勤務労働条件の改善を求めることと合わせて、組合員の総意を持って下記のとおり要求いたします。

なお、回答については10月11日までに誠意を持って文書にてお願いします。もし、誠意が見られない場合は市労連を始め全国の自治労の仲間とともに、組織の総力を挙げてたたかうことを申し添えます。

記

1. 勤務条件を変更するときは一方的に変更せずに、すべて事前に協議をすること。
2. 会計年度任用職員制度への移行について協議すること。
 - (1) 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理嘱託を正規職員として移行すること。
 - (2) 会計年度任用職員に移行することになった時は、現在の労働条件を維持した上で、以下の改善をすること。
 - ① 賃金は1年毎に4号給昇給し、正規職員と同様に昇格もすること。
 - ② 退職金制度は、今まで勤務した年数で、正規職員と同じとすること。
 - ③ リフレッシュ休暇を正規職員と同じく制度化すること。
 - ④ 公務災害の取り扱いを正規職員と同じく制度化すること。
 - ⑤ 定年後の賃金は、給食従事員と同じ賃金とすること。
3. 定年となる年齢を正規職員と同じく延長すること。
4. 臨時調理支援員を学校給食従事員として採用すること。また、学校給食従事員とするまでは、雇用保障し労働条件を改善すること。
5. 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず、直営を堅持すること。
6. 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく労働安全衛生の確立を行うこと。